

山形県東部に居住する申立人が、自主的に実施した自宅の除染費用（庭等の土壌入替やコンクリート敷設等）について、除染作業の内容や敷地内の放射線量等に鑑み、除染に係る外部委託費用全額の賠償（東京電力からの既払分を除く。）が認められた事例。

1108

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

除染費用（平成24年4月1日から同月末日）

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金227,532円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 除染費用

1 除染費用を裏付ける領収書原本の授受

申立人は、被申立人に対し、第1記載の損害項目に関する領収証の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

2 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1記載の損害項目に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

3 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1記載の損害項目について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

第6 清算

申立人と被申立人は、第1記載の損害項目（第1記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するもの

とする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争
解決センターに交付する。

平成27年8月5日

(仲介委員 石原弘隆)